

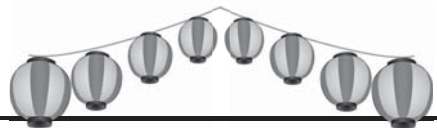
野々市市

野々市市商工会

商工会だより

平成30年 9 月号
平成30年9月1日発行
野々市市商工会
電話 076(246)1242

第37回野々市じょんからまつり 商工会・青年部・女性部が盛り上げる



酷暑とともに台風12号が迷走する中、まつりの開催が大変危ぶまれましたが、“じょんからまつり”は、7月28、29日の両日盛大に開催されました。

青年部・女性部は名物となった“やきそば”を販売するとともに恒例の“おにごっこ～じょん走中～”や新規イベントの“水鉄砲合戦～野々市の乱～”“100人水飲みバトル”等多彩なイベントを中央ステージ中心に繰り広げ、まつりの盛況に大きく貢献しました。



役員も“餅つき”を実演し行列になって待ちわびる方々に草・あんこ・きな粉の餅を振る舞いました。更に、富樫氏に扮して総踊りを趣向豊かに行いました。

また、会員の皆様には“にぎわい創出商品券”によって、多くの方にまつりを楽しんでいただきました。



100人水飲みバトル



おにごっこ～じょん走中～



水鉄砲合戦～野々市の乱～

第91回全国安全週間

「労働災害防止意識向上」に取り組む

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進と、安全に対する意識向上に取り組む週間で、本年は7月1日から7日にかけて全国で実施されました。

商工会では、当期間を利用して啓発ポスターやリーフレットを建設・製造業関係会員へ配布して意識の高揚に努めました。

また、週間中に企業訪問を実施し、災害防止活動の取組状況確認や留意点について事業主との意見交換を行いました。

また災害防止活動等に積極的に取り組む企業を推せんし、次の2企業が受賞しました。

平成30年度全国安全週間表彰 事業場賞



TMS工業(株)
(白山市横江町292)



清和工業
(栗田3-62)

ご覧ください

野々市市商工会ホームページ

フェイスブックホームページ

<http://nono.shoko.or.jp/>

<https://www.facebook.com/nonoshoko>

経営や
お知らせ情報
満載!!



事業者支援 事業承継 創業 について活発に意見交換

8月30日(木)、商工会館において「野々市市商工会金融懇談会」を開催し、市関係者とともに日本公庫を含めた9金融機関が活発に意見交換しました。

今回のテーマは近年注力が期待される、事業承継や創業支援が取り上げられ、当会からは市の現状について説明し、各金融機関からは具体的な事業者支援の取り組み事例が報告されました。

これらを基に意見交換し、「創業支援サポートチーム」や「事業承継M&Aチーム」を新たに立ち上げ取り組み強化をしていることが分かるとともに、市の補助金等制度に対する改善についても協議しました。



「ミラサポ」
って何？

ミラサポ
未来の企業★応援サイト です！

SEARCH ミラサポ GO

ミラサポは、公的機関の支援情報・支援施策（補助金・助成金など）の情報提供や、経営の悩みに対する専門家との情報交換の場を提供する、中小企業・小規模事業者の未来を支援するサイトです。ぜひご覧ください。

第69回 10月1日～10月7日 全国労働衛生週間

～ママさんからだの健康づくり みんなで進める働き方改革～

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第69回を迎えます。この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。

耳より
経営情報

先般成立した「働き方改革に関する法律」によって、時間外労働の上限規制等が導入（平成31年4月1日施行）されますが、「有給休暇の取得」についても大きな変更点がありました。

それは「年10日以上の有給休暇が付与される従業員に対する、毎年5日の有給休暇取得」の義務化です。（違反した場合に罰則あり）

この改正によって、事業主は従業員が何日有給休暇を取得しているかを確認し、未消化の場合は従業員に取得をうながす必要があります。

とはいっても繁忙期の取得は現実的に困難な場合もあることから、計画的に閑散期等に連続休暇を指定して取得させる必要が出てくるかもしれませんね。



地震

豪雨

火災

事業所の災害への 備えは十分ですか？



建物が壊れて
営業できない…

今年7月に西日本を襲った集中豪雨により被害を受けた小規模・中小企業の中には未だ復旧のめどのない事業所も少なくないといえます。

近年、日本では今まで懸念されていた地震や津波以外にも、今回のような集中豪雨や爆弾低気圧、台風等の自然災害も増加しており、もはや他人事ではありません。

そこでおすすめしているのが

「休業対応応援共済」です。

店舗、作業場、事務所等の事業用建物が、火災、台風、雪災をはじめ地震等の災害により建物が全損もしくは一部損の被害の損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金を支払います。

共済金をお支払いする主な事由

- | | | | |
|--------------------|---------------|-----------------------|--------------------|
| 1 地震
地震による火災を含む | 2 噴火 | 3 津波 | 4 火災
地震による火災を除く |
| 5 台風、豪雨等による水災 | 6 台風・竜巻等による風災 | 7 雪災 | 8 ひょう災 |
| 9 落雷 | 10 漏水等による水濡れ | 11 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突 | 12 盗難による建物の損壊等 |

など

備えあれば憂いなし！

詳しくは商工会
（担当：柳田）まで
お問い合わせください。

ご覧ください

野々市市商工会ホームページ
フェイスブックホームページ

<http://nono.shoko.or.jp/>
<https://www.facebook.com/nonoshoko>

経営や
お知らせ情報
満載!!

